

資 料 提 供	
令和 7 年 5 月 2 6 日	
担当課	南部町福祉政策課
担 当	加納
電 話	0859-66-5522

行政文書の誤送付による個人情報の漏洩について

南部町からの障がい者手帳の交付の通知文の誤送付により、個人情報が漏洩した事案が発生しました。

誤送付により個人情報が漏洩した方に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。

1 事故の経緯及び調査状況

令和 7 年 5 月 2 1 日に町民 A さんの家族から電話連絡があり、町民 A さんの通知に町民 B さん（今回誤送付により情報漏洩となった方）の通知文が同封されているとのことでした。直ちに職員が町民 A さんの家族と面会し、同封された文書と同封状況を確認し謝罪をしたうえで、当該文書を回収しました。

誤送付した当該通知文は、令和 7 年 5 月 1 9 日に発送処理を行った文書であり、2 名分をまとめて三つ折りして封入し、町民 A さんへ町民 B さんの分を併せて送付してしまったものです。

事案が発生した当日に、今回の誤送付により情報漏洩となった B さんのご自宅へ伺い、漏洩事案の経緯を説明し謝罪を行いました。

2 漏洩した情報の内容及び被害の状況

町民 B さんの住所、氏名、障害者手帳を所持している事実

（今回の行政文書の送付対象者は 2 名であり、1 名に 2 名分の通知文を送付してしまった事案の為、混入された方以外に被害はありません。）

3 事故の原因

通常、発送名簿と通知文を照合し送付確認を行っていますが、今回の処理は町民 A さんと町民 B さんの二人のみであったことから通常の確認作業を行っていなかった為です。

4 再発防止策

今回の事故に至った経緯を職場内で共有するとともに、発送物の部数に限らず発送物と発送する名簿を複数の職員で確認する手順の遵守を徹底すること、また、他の業務においても封入時及び封かんをする前に必ず複数人で確認することを職員に徹底し、再発防止に努めます。